

農用地利用集積等促進計画に関する説明書（所有者用）

※1～7 省略

8～14 について、貸借にかかる説明事項なので、内容を確認しておいてください。

8 災害時に関する説明

- ☐ 災害などの転借人及び大阪府みどり公社に帰責事由がない土地の損耗については、所有者が自らの費用負担にて修繕及び改良を行うこと。ただし、必要に応じて修繕方法等について所有者及び転借人、大阪府みどり公社の三者で協議する。

9 再設定に関する説明

- ☐ 再設定時には事前に（約6か月前）協議すること。

10 解約に関する説明

- ☐ やむを得ない事由がない限り原則中途解約できないこと。
- ☐ 所有者から解約を希望される場合、解約日の6か月前までに申し出る必要があり、転借人の同意が必要である。解約された場合、未経過期間に対応する賃借料を所有者はみどり公社に対して返金しなければならない。
- ☐ 転借人から解約を希望する場合、解約日の6か月前までに申し出、関係機関と協議の上、解約することがある。
- ☐ 利用権設定後、貸借前には把握し得なかった事象が発見され、効率的な利用が困難と判断される場合は、所有者は解約に応じるものとする。

11 利用権の解除に関する説明

- ☐ 6か月を経過しても当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないとき、利用権を解除することがある。
- ☐ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき、解除できる。

12 地役権に関する説明（該当農地 ○○番）

- ☐ 電線の支持物を除く電線路を設置（張替増強等を含む）すること及びその保守運営のための土地立ち入りもしくは通行の認容並びに電線路の最下垂時における電線の高さから3.75mを控除した高さを超える建造物及び工作物の築造ならびに爆発性可燃性を有する危険物の製造・取扱い・貯蔵その他電線路に支障となる立竹木の植栽禁止。
- ☐ 地役権設定者から誓約書の提出を求められることがある。

該当しない場合は削除し、以降の番号を繰り上げる。

13 その他

- ☐ 所有者の連絡先等が変更になった場合は、速やかに連絡すること。
- ☐ 所有者が当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- ☐ 相続税納税猶予の適用を引き続き受けるには、利用権の設定を行った日から2ヶ月以内に、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を税務署に提出する必要があります。

14 添付書類

- ☐ 農用地利用集積等促進計画書（案）

納税猶予農地で引き続き猶予を受ける場合の注意事項
(2か月以内に税務署への届け出が必要)。
該当しない場合は削除。

上記について説明を受け、この説明書及び添付書類を受領しました。

令和 年 月 日

住所

氏名

印